

領事からのお知らせ（2018.03.16）

<<今号の内容>>

- 1 手数料改訂のお知らせ
- 2 母子手帳の配布のお知らせ
- 3 平成30年（2018年）度領事出張サービスについて

1 手数料改訂のお知らせ

本年（2018年）4月1日より、次のとおり領事手数料（旅券、証明、査証関係）の一部が改訂となります。

（1）4月1日以降申請分より来年（2019年）3月31日申請分まで新手数料が適用されます。

（一部手数料の改訂例）

・旅券関係

10年旅券	143フラン	→	142フラン
5年旅券	98フラン	→	97フラン
5年旅券（12歳未満）	54フラン	→	53フラン
記載事項変更旅券	54フラン	→	53フラン
査証欄の増補	22フラン	→	22フラン（改訂なし）
帰国のための渡航書	22フラン	→	22フラン（改訂なし）

・証明関係

在留証明	11フラン	→	11フラン（改訂なし）
出生、婚姻、離婚等の証明	11フラン	→	11フラン（改訂なし）
署名証明（個人のもの）	15フラン	→	15フラン（改訂なし）
運転免許証の翻訳証明	19フラン	→	19フラン（改訂なし）
翻訳証明	39フラン	→	39フラン（改訂なし）

（2）支払いは現金のみで、クレジットカードやスイス・フラン以外の通貨などでの支払いはできませんのでご注意ください。

（3）なお、本年3月31日までに当館にて申請を受理した場合は、（交付が4月1日以降となったとしても、）旧料金（平成29年度）が適用されることとなります。

（例）3月29日申請受付、4月4日交付のように3月中の申請であれば、3月時点で

の手数料額(平成29年(2017年)度)をお支払いいただくことになります。

2 母子手帳の配布のお知らせ

一般社団法人親子健康手帳普及協会より、海外に居住される邦人の妊婦の皆様へ母子手帳(親子健康手帳)を無償にて提供したいとの申し出があり、希望者に対し当館を通じて配布しております。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ghp/page3_000780.html

ついては、現在、母子手帳をお持ちでない日本国籍を有する妊婦の方で、同手帳の配布をご希望される方は、当館領事班までご連絡ください。

なお、同手帳の数には限りがありますので、あらかじめご了承ください。

3 平成30年(2018年)度領事出張サービスについて

4月以降の領事出張サービスについては、現在、計画の承認待ちのところ、4月上旬を目処にご案内します。

なお、計画では次回の出張サービスは、5月5日(土)ウスター市(チューリッヒ日本人学校)を予定しています。

【バックナンバー】

バックナンバーは [大使館 H P \(http://www.ch.emb-japan.go.jp/jp/ryoji/mailmagazin.html\)](http://www.ch.emb-japan.go.jp/jp/ryoji/mailmagazin.html) でご覧になれます。

【配信の希望及び解除】

メールマガジンの配信若しくは解除又はメールアドレスの変更を希望の方は、[こちら\(https://www.mailmz.emb-japan.go.jp/mailmz/menu?emb=ch\)](https://www.mailmz.emb-japan.go.jp/mailmz/menu?emb=ch) から手続きをお願いいたします。(転出届を出された方へも、解除しない限り配信されます。)

在スイス日本国大使館

領事班

Embassy of Japan

Consular section

Postfach 3000 Bern 9

Tel. 031 300 2222

Fax 031 300 2256

consularsection@br.mofa.go.jp

http://www.ch.emb-japan.go.jp/jp_home.htm

<https://www.facebook.com/JapaneseEmbassyBern>